

公立大学法人京都市立芸術大学役員規程

(平成31年3月11日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務に精励しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(服務)

第3条 役員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 役員の職務に係る倫理の保持に関しては、公立大学法人京都市立芸術大学職員の倫理の保持に関する規程（平成24年4月1日制定）を準用する。

3 役員はいかなるハラスメントも行ってはならない。ハラスメントの防止に関しては、京都市立芸術大学におけるキャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程（平成24年4月1日制定）を準用する。

4 役員（非常勤の者を除く。）は、理事長の承認のある場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

(教育研究への従事)

第4条 役員（非常勤の者を除く。）は、職務に支障のない場合に限り、京都市立芸術大学の教育研究に従事することができる。ただし、これに伴う給与は支給しない。

2 前項に規定するもののほか、教育研究の従事に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第5条 理事長は、副理事長又は理事（以下「副理事長等」という。）がこの規程に違反したとき、又は役員としてふさわしくない非行があると認めたときは、当該副理事長等を懲戒に処することができる。

2 副理事長等の懲戒については、「解雇」を「解任」と読み替えて、公立大学法人京都市立芸術大学職員の懲戒処分に関する指針（平成24年4月1日制定）を準用する。

3 役員は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号、以下「法」という。）第

16条に規定する役員になることができない者に該当するに至ったとき又は法第17条第2項若しくは第3項に該当すると認められるときは、解任されるものとする。

4 理事長は、法第17条第2項又は第3項の規定により副理事長等を解任しようとするときは、当該副理事長等に弁明の機会を付与しなければならない。

(勤務時間等)

第6条 職員を兼務する役員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人京都市立芸術大学の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成24年4月1日制定）の定めるところによる。

(雑則)

第7条 理事長は、特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不適當であると認める場合は、別段の取扱いをすることができるものとする。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。